

議案第八十四号

港区立運動場条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年九月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立運動場条例の一部を改正する条例

港区立運動場条例（昭和四十六年港区条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「利用料金」を「運動場施設（付帯設備を除く。第十三条第二項において同じ。）の利用料金」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 委員会規則で定める付帯設備の利用料金の額は、当該付帯設備ごとに一回の使用につき千六百円を上限として委員会規則で定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。

第十二条中「副区長」の下に「、教育長」を加える。

第十三条第二項中「別表第二に」を「運動場施設にあつては別表第二に定める額、付帯設備

にあつては委員会規則で」に改める。
 別表第二（備考以外の部分に限る。）を次のように改める。
 別表第二（第四条、第十三条関係）

種別		港区立麻布運動場		港区立青山運動場		港区立芝浦中央公園運動場	
野球場	テニスコート	野球場	テニスコート	野球場	テニスコート	野球場	テニスコート
一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面	一面
二時間	一時間	二時間	一時間	二時間	一時間	二時間	一時間
五、二〇〇円	六〇〇円	五、二〇〇円	六〇〇円	五、二〇〇円	六〇〇円	八〇〇円	六〇〇円
金額							

港区立芝公園多目的運動場		港区立愛宕弓道場			港区立埠頭少年野球場	港区立芝給水所公園運動場
プール	フットサル場（多目的運動場）					サッカー場（多目的運動場）
大人一人一回（二時間以内）	一面	貸切り			一人一回（一時間以内）	一面
	一時間	夜間（午後六時から午後十時まで）	昼間（午後二時から午後六時まで）	昼間（午前十時から午後二時まで）		二時間
六〇〇円	一、三〇〇円	無料				五、二〇〇円
					五、二〇〇円	五、二〇〇円

港区立芝浦南ふ頭公園運動広場	少年野球場（多目的運動場）	一面	一時間	一、四〇〇円
	少年サッカー場（フットサル場、多目的運動場）	一面	一時間	
		小学生・中学生一人一回（二時間以内）		二四〇円

別表第二備考二中「二百五十円」を「三百円」に、「百円」を「百二十円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区立運動場条例第四条、第十三条第二項及び別表第二の規定は、平成二十九年四月一日以後の利用分について適用し、同日前の利用分については、なお従前の例による。

（説明）

運動場の利用料金の上限額を改定するほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。